

平成 27 年 2 月 9 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

| | |
|------------------------------|---|
| 件 名 | 事務用椅子のクリーニングについて |
| ボックス番号 | ① |
| 数 量 | 一式 |
| 作 業 内 容 | 別紙仕様書の通り |
| 納 入 期 限 | 別紙仕様書の通り |
| 見 積 提 出 期 限 | 平成27年2月17日(火)12:00まで (郵送の場合は2月16日(月)9:00まで) |
| 見積書提出先及び 仕様書交付先 | 〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel.03-3403-1930 |
| 担 当 者 名 | 用度・管理係 佐藤・西田 |
| 競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項 | ①別添の「オープンカウンター方式について」を参照 ②参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとす。 |

(別紙)

仕 様 書

- 1 件 名 事務用椅子のクリーニングについて
- 2 作業概要 事務局内各課室で使用している事務用椅子が経年劣化等により汚れが目立つ状況であるため、座面等のクリーニングを行うもの。
- 3 作業場所 東京都港区六本木7-22-34
日本学術会議事務局内
- 4 内 容 事務用椅子の洗浄等クリーニング 92脚 (内訳別添)
※92脚すべて布製
- 5 期 限 平成27年3月31日
- 6 その他
 - (1) 実施日については、担当者と協議の上、決定することとする。
 - (2) 当該作業履行に係る一切の諸費用を計上すること。
 - (3) 仕様書に記載はないが、技術上、当然すべき事項については、これを実施するものとする。
 - (4) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合は、事前に担当者と協議の上、決定、解釈を図ること

(別添)

事務用椅子クリーニング内訳

| | | | |
|-----------|----|---|--|
| 地下1階中央監視室 | 4 | 脚 | オカムラ2745GW 1脚 コクヨCRS-G200F4HS69 2脚 オカムラCS33GR 1脚 |
| 地下1階電気室 | 2 | 脚 | 型番不明 2脚 |
| 1階受付 | 1 | 脚 | オカムラ2745CW 1脚 |
| 2階管理課事務室 | 20 | 脚 | オカムラCV45ZR 15脚 オカムラCV86ZR 4脚 コクヨCR-G302TK 1脚 |
| 2階入札室 | 1 | 脚 | オカムラCS33CR 1脚 |
| 2階国際事務室 | 15 | 脚 | オカムラCV45ZR 11脚 オカムラCV86ZR 4脚 |
| 3階企画課事務室 | 20 | 脚 | オカムラCV45ZR 14脚 オカムラCV86ZR 5脚 コクヨCR-G302TK 1脚 |
| 3階副会長室 | 4 | 脚 | 型番不明 4脚 |
| 3階次長室 | 1 | 脚 | 型番不明 1脚 |
| 3階局長次長秘書 | 1 | 脚 | オカムラCV45ZR 1脚 |
| 3階会長秘書 | 1 | 脚 | オカムラCV45ZR 1脚 |
| 3階副会長秘書 | 1 | 脚 | オカムラCV45ZR 1脚 |
| 4階審議事務室 | 21 | 脚 | オカムラCV45ZR 17脚 オカムラCV86ZR 2脚 コクヨCR-G302TK 2脚 |
| | | | |
| 計 | 92 | 脚 | |

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。